

令和5年度
和歌山県総合防災訓練計画

和歌山県

令和5年度和歌山県総合防災訓練計画

1 目的

大規模地震などの大規模災害に備え、関係機関と連携した防災訓練を実施して、迅速な初動対応と災害対応力強化を図る。

2 実施日時・場所

- (1) 日時
令和5年11月3日（金）9時00分～4日（土）12時00分
- (2) 場所
和歌山市内、海南市内、有田市内、紀ノ川市内、白浜町内
細部は、各訓練計画参照
- (3) 訓練日程
別紙第1「訓練日程表」

3 訓練項目

- (1) 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練
- (2) 災害対策本部運営図上訓練
- (3) 災害医療調整本部訓練
- (4) 移動式給油所開設運営訓練
- (5) 広域搬送拠点臨時医療施設開設運営訓練
- (6) 海上防災訓練
- (7) 要救助者捜索訓練
- (8) 検視・検案訓練
- (9) 衛星可搬局映像伝送訓練

4 訓練想定

和歌山県紀北の根来断層を震源とする大規模地震が発生し、和歌山市において最大震度6強（マグニチュード6.5）が観測され、和歌山市及び海南市に甚大な被害が発生した。

また、同地震の影響により、有田市に所在するENEOS和歌山製油所において大規模な石油タンク火災及び同敷地内施設からの危険物漏洩事故が発生するほか、和歌山市沖で船舶火災が発生し、船舶からの油が海上に流出した。

5 参加機関

各訓練計画参照

6 訓練実施要領

- (1) 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練

- 別冊「令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練計画」
- (2) 災害対策本部運営図上訓練
別紙第2「災害対策本部運営図上訓練計画」
 - (3) 災害医療調整本部訓練
別紙第3「災害医療調整本部訓練計画」
 - (4) 移動式給油所開設運営訓練
別紙第4「移動式給油所開設運営訓練計画」
 - (5) 広域搬送拠点臨時医療施設開設運営訓練
別紙第5「広域搬送拠点臨時医療施設開設運営訓練計画」
 - (6) 海上防災訓練
別紙第6「海上防災訓練計画」
 - (7) 要救助者搜索訓練
別紙第7「要救助者搜索訓練」
 - (8) 検視・検案訓練
別紙第8「検視訓練計画」
 - (9) 衛星可搬局映像伝送訓練
別紙第9「衛星可搬局映像伝送訓練」

7 訓練統制

- (1) 各訓練
各訓練計画による。
- (2) 航空機飛行統制
航空機を使用する「緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練」及び「海上防災訓練」は、計画段階から安全に訓練を実施できるよう調整するとともに、訓練当日は、相互に連絡・調整を行う。
別紙第10「航空機運航計画」

8 訓練中止基準

- 別紙第11「訓練中止基準」

災害対策本部運営図上訓練計画

1 目的

大規模災害発生時の県災害対策本部総合統制室で勤務する職員を対象とした災害対応訓練を実施し、発災初期の同職員の能力向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 災害発生初期の情報収集・情報整理要領
- (2) 緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の災害派遣にかかる調整要領
- (3) 総合統制室要員及び消防職員の一体となった消防応援活動調整本部の運営要領

3 日時

令和5年11月3日（金）9時00分～12時00分

4 場所

県庁南別館、防災航空センター、和歌山市消防局庁舎、海南市消防本部庁舎、有田市消防本部庁舎ほか

5 訓練参加者

部署		区分	人数等（基準）	場所
県総合統制室	室長	C	危機管理局×1	県庁南別館3階
	総括調整班	P	危機管理局×6	
	情報班	P	危機管理局×8	
	応急対策班	P	危機管理局×9	
	医療班	C	災害医療調整本部訓練計画	
	道路・交通班	C	危機管理局×1	県庁南別館2階
	救援物資班 ライフライン班	C	危機管理局×1	
関係機関	消防庁リエゾン	C	消防庁×2	県庁南別館3階
	消防応援活動調整本部	P	和歌山市消防局×2 海南市消防本部×1 有田市消防本部×1 消防学校×1 防災航空センター×1 応急対策班（兼）	

部署		区分	人数等（基準）	場所
	災害医療調整本部	P	災害医療調整本部訓練計画	
	和歌山県警察リエゾン	C	県警×2	
	自衛隊リエゾン	C	自衛隊×2	
	緊援隊航空指揮本部等	P	緊援隊訓練計画	防災航空センター
	和歌山市災害対策本部	P	和歌山市所定	和歌山市消防局庁舎
	和歌山市消防局指揮本部等	P	和歌山市消防局所定	和歌山市消防局庁舎
	海南市消防本部指揮本部等	P	海南市消防本部所定	海南市消防本部庁舎
	有田市消防本部指揮本部等	P	有田市消防本部所定	有田市消防本部庁舎
訓練統制	県庁班	C	危機管理局×11	県庁南別館2階
	防災航空センター班	C	1～2名	防災航空センター
	和歌山市消防局班	C	1～2名	和歌山市消防局
	海南市消防本部班	C	1～2名	海南市消防本部
	有田市消防本部班	C	1～2名	有田市消防本部

※ 区分 P：プレイヤー C：コントローラー

6 実施要領

(1) 訓練想定

和歌山県紀北の根来断層を震源とする大規模地震が発生し、和歌山市において最大震度6強（マグニチュード6.5）が観測され、和歌山市及び海南市に甚大な被害が発生した。

また、同地震の影響により、有田市に所在するENEOS和歌山製油所内においても事故が発生した模様である。

(2) 訓練方式及び進行要領

ア 訓練はブラインド方式とする。

イ 訓練統制班は、訓練の進行全般を統制する。

ウ 訓練は、別示する状況付与計画に基づき、訓練統制（コントローラー）係がプレイヤーに状況を付与する。

エ プレイヤーは、他班・機関と調整が必要な場合、訓練参加のプレイヤー又はコントローラーと実施するが、参加していない部署との調整が必要な場合は、訓練統制班が代行する。

オ 訓練の進行上、訓練統制班からプレイヤーに時間を統制する場合がある。

(3) 訓練の開始

ア 県庁会場

危機管理局にて執務中に、地震が発生したとして、揺れが収まった設定で、防災対策室に移動し、災害対応を開始する。

イ 県庁以外の会場

各訓練会場の訓練統制班（係）の指示で開始する。

(4) 県庁会場での関係機関の訓練への開始統制

各機関の県庁リエゾン及び防災航空隊並びに統括指揮支援隊の県庁会場での訓練開始は、県庁訓練統制班の統制又は実行動時間とする。

7 服装等

- (1) 県職員（消防学校、防災航空センター、消防機関の職員を除く。）
防災服（帽子不要）、ビブス着用
- (2) 消防学校及び防災航空センター、消防機関の職員、県職員以外
災害対応時の服装

8 訓練準備

(1) 訓練会場準備

ア 県庁会場

南別館2階及び3階（総合統制室及び訓練統制班室）の準備（通信網含む。）は前日までに実施する。（細部は別に示す。）

イ 県庁以外の会場

各会場の訓練統制班（係）の計画により、準備する。

(2) 状況付与内容の準備

訓練統制班（係）は、別示する災害想定資料及び状況付与計画に基づき、プレイヤーに付与する内容を具体化するとともに、プレイヤーからの問い合わせに回答できるよう準備する。

9 訓練後の反映

訓練終了後に、訓練を通じての問題点・対策について、訓練参加者から意見等を収集し、改善方法等を検討し、今後の活動の資とする。

災害医療調整本部訓練計画

1 目的

大規模災害発生時の災害医療調整本部で勤務する職員を対象とした災害対応訓練を実施し、発災初期の同職員の能力向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 災害医療調整本部の設置・運営
- (2) DMATの運用調整
- (3) 衛星電話を活用した情報通信

3 日時

令和5年11月3日（金）9時00分～16時00分

4 場所

県庁南別館

5 実施要領訓練想定

(1) 訓練想定

和歌山県紀北の根来断層を震源とする大規模地震が発生し、和歌山市において最大震度6強（マグニチュード6.5）が観測され、和歌山市及び海南市に甚大な被害が発生した。

(2) 訓練方式及び進行要領

ア 訓練はブラインド方式とする。

イ 訓練は、訓練統制（コントローラー）係がプレイヤーに状況を付与する。

ウ プレイヤーは、他班・機関と調整が必要な場合、訓練参加のプレイヤー又はコントローラーと実施するが、参加していない部署との調整が必要な場合は、訓練統制係が代行する。

エ 訓練の進行上、訓練統制係からプレイヤーに時間を統制する場合がある。

(3) 訓練の開始

県庁北別館にて執務中に、地震が発生したとして、揺れが収まった設定で、防災対策室に移動し、災害対応を開始する。

6 服装

防災服（帽子不要）、ビブス着用

7 訓練後の反映

訓練終了後に、訓練を通じての問題点・対策について、訓練参加者から意見等を収集し、改善方法等を検討し、今後の活動の資とする。

移動式給油所開設運営訓練計画

1 目的

大規模災害発生時、中核給油所の被災により移動式給油所（以下、「どこでもスタンド」という。）の運用が必要となった場合を想定し、どこでもスタンド開設・運営要員を対象とした開設・運営訓練を実施し、同職員の技能向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) どこでもスタンドの開設場所の選定要領
- (2) どこでもスタンドの開設要領
- (3) 緊急車両への給油要領
- (4) 給油車両の誘導要領

3 日時

令和5年11月4日（土）	8時00分～13時00分
開設	8時30分～10時30分
運営	10時30分～11時30分
整備・撤収	11時30分～13時00分

4 場所

和歌山県消防学校

5 参加機関

県、和歌山県石油商業組合指定業者、どこでもスタンドメンテナンス業者、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練参加部隊（一部）

6 実施要領

- (1) 開設
 - ア 訓練統制者は、事前に消防学校の協力を得て、格納庫内に保管しているどこでもスタンド一式をフォークリフト等により、放水訓練場（水難救助訓練施設付近）に運搬する。
 - イ 訓練参加者は、当日、8時00分（見学者は8時30分）、放水訓練場（水難救助訓練施設付近）に集合する。
 - ウ 訓練統制係は、どこでもスタンドの開設・運営訓練を実施する場所を示す。
 - エ 訓練参加者は、どこでもスタンドを設置するに当たり、給油車両の動線、タンクローリーの配置、安全距離の確保等を考慮し、設置位置を選定する。

オ 訓練参加者は、油漏洩対策シート等を設置する。次いで、ハンドリフトを使用し、どこでもスタンド計量器を選定した場所に設置する。

カ タンクローリーが到着したならば、タンクローリーを誘導する。どこでもスタンドとタンクローリーを直結、電源及びアースの接続を行うとともに、吸着マット、標識・掲示板、消火器、侵入防止柵の設置を行い、10時30分までにどこでもスタンドの開設を完了する。

キ 訓練統制係は、どこでもスタンドの開設の完了を確認したら、消防学校周辺で救出・救助訓練部隊に給油の準備が完了した旨を連絡する。

(2) 運営

ク 訓練参加者は、給油する車両と給油済みの車両が円滑に移動できるように車両を誘導する。

ケ 消防車両への給油は軽油とする。訓練参加者は、給油した車両番号、給油量を記録する。

コ 予定した消防車両への給油が終了又は予定した給油量を給油した時点で、どこでもスタンドの運営訓練を終了する。

(3) 撤収

ア 訓練統制係は、タンクローリーとの切り離しを依頼し、タンクローリーを退去させる。

イ 訓練統制係は、メンテナンス業者によるどこでもスタンドの使用後点検・整備を依頼する。

ウ 訓練参加者は、使用した資材を撤収する。

エ 訓練統制者は、どこでもスタンドの点検・整備後、消防学校の協力を得て、どこでもスタンドを格納庫へ運搬し、格納する。

オ 格納庫にどこでもスタンドを収納する。

カ 訓練統制係は、訓練後の異状の有無を確認し、訓練を終了する。

(4) 訓練統制係が事前に行う事項

ア 訓練の7日以上前に、和歌山市消防局へ、危険物の仮貯蔵・仮取扱い申請を実施し、承認を受ける。

イ 事前に和歌山県石油商業組合にタンクローリーの訓練への参加、配送を依頼する。

ウ 給油を受ける消防車両について、和歌山市消防局を通じて調整する。

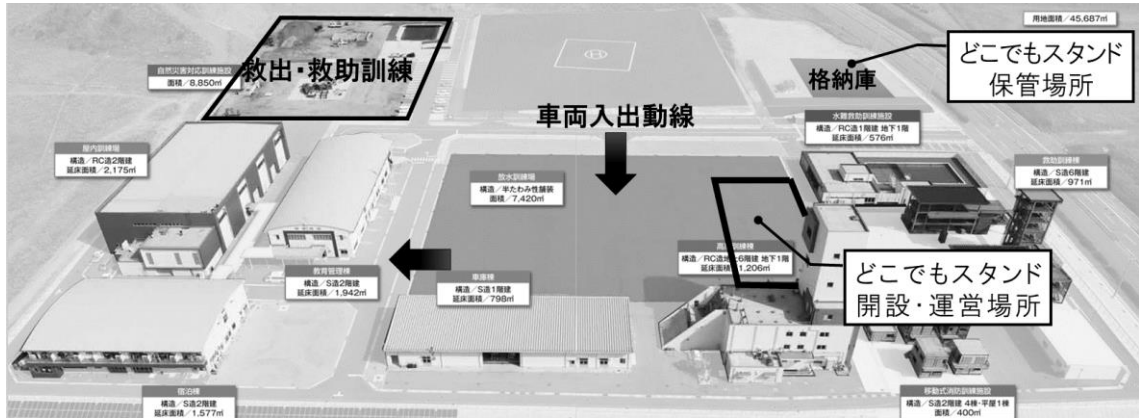
7 訓練中止基準

総合防災訓練の中止基準に該当する場合のほか、以下のようなどこでもスタンド開設・運営訓練の実施が適切でないと訓練統制係が判断した場合は、訓練の一部は又は全部を中止する。

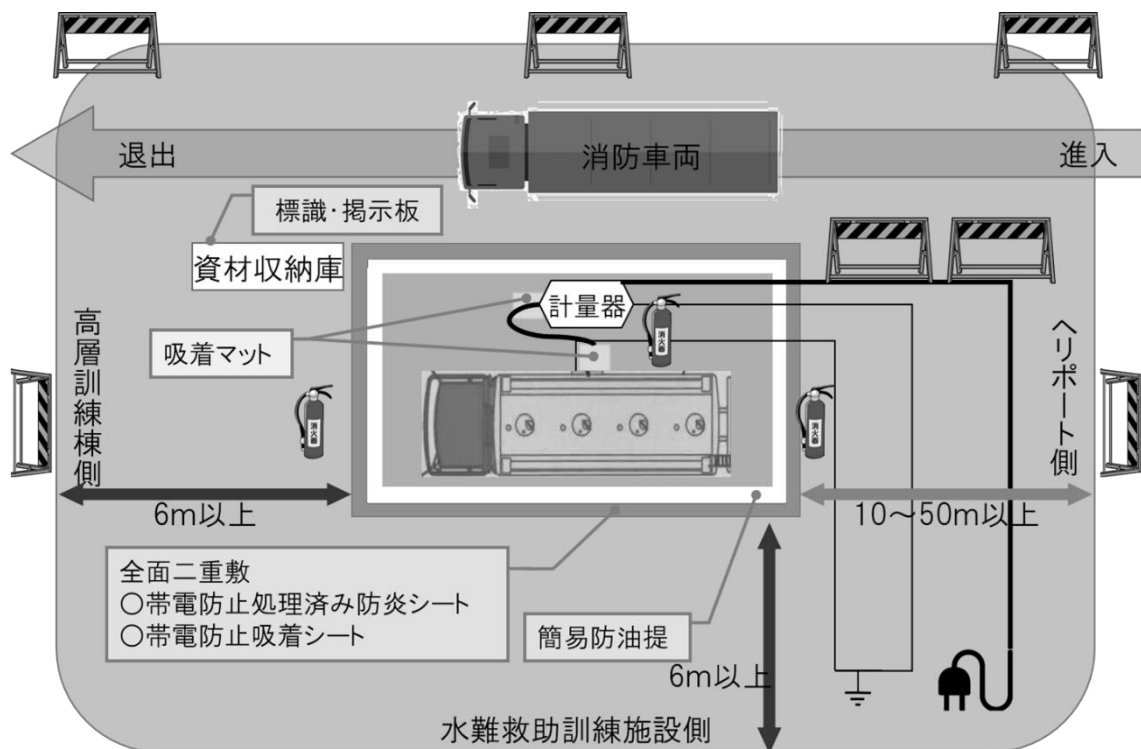
- (1) 悪天候により、給油が適切に実施できない場合
- (2) 他訓練の遅延等により、訓練終了が2時間以上遅延すると思われる場合
- (3) タンクローリーの配送にトラブルがあった場合
- (4) 機材故障により、給油ができない場合

開設運営要領

1 開設・運営場所



2 設置要領（基準）



広域搬送拠点臨時医療施設開設運営訓練計画

1 目的

大規模災害発生時、航空搬送拠点臨時医療施設（以下、「SCU」という。）の開設、運用が必要となった場合を想定し、SCUの開設運営訓練を実施し、DMATとの連携向上を図る。

2 時期

令和5年11月3日（金）13時00分～16時00分

3 場所

南紀白浜空港

4 参加機関

県、和歌山DMAT

5 実施要領

(1) 開設

県は和歌山DMATと連携し、SCUを開設する。

(2) 運営

ア 和歌山DMATは、県北部から航空搬送されてくる負傷者を県南部の災害拠点病院に搬送するための調整を行う。

イ 県は、和歌山DMATの指示に基づきSCUの運営業務を行う。

6 訓練後の反映

訓練終了後に、訓練を通じての問題点・対策について、訓練参加者から意見等を収集し、改善方法等を検討し、今後の活動の資とする。

海上防災訓練計画

1 目的

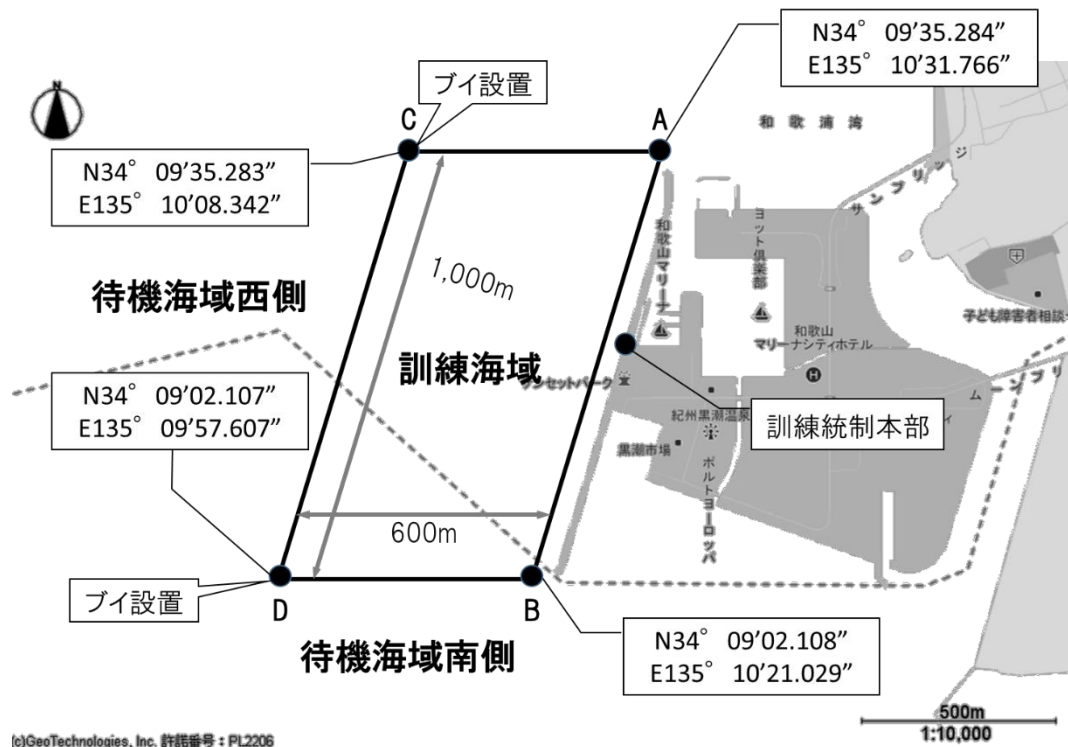
災害及び海難事故に対処するため、関係機関が共同して訓練を実施し、連携要領を確認するとともに、防災意識を高め、各防災関係機関相互の協力体制の強化を図る。

2 時期

令和5年11月3日（金）13時30分～15時30分

3 場所

和歌山マリーナシティ大波止西海面



4 参加機関

和歌山県、海上保安庁和歌山海上保安部、国土交通省近畿地方整備局和歌山港湾事務所、海上自衛隊呉地方隊、和歌山県警察、田中海運株式会社ほか

5 訓練実施要領

(1) 訓練想定

11月3日（金）9時頃、和歌山県紀北の根来断層を震源とする大規模地震が発生し、和歌山市において最大震度6強（マグニチュード6.5）が観測され、和歌山市及び海南市に甚大な被害が発生した。

地震の影響により、岸壁の崩落が確認されるほか、コンビナートから漏油が発生した。また、余震の発生により、岸壁孤立者が海へ転落するほか、コンビナート係留船から火災が発生した。

(2) 訓練の進行統制等

ア 訓練の進行統制は、和歌山マリーナシティ大波止中央付近（北寄り）に設置する訓練統制本部から行う。

イ 訓練統制本部では、和歌山海上保安部の統制者が訓練の進行統制を行う。

ウ 訓練統制本部と訓練参加船舶間の通信連絡は、訓練統制本部から防災行政無線により、又は同本部に位置する各機関連絡員を通じて各機関の連絡手段により確保する。別図「海上防災訓練通信網図」参照

エ 訓練見学者に対する訓練説明は、和歌山海上保安部の統制者の指示により、県が担当する。

オ 訓練の閉会式は、「令和5年度近畿府県合同防災訓練」として、11月4日（土）（海南会場：関西電力（株）海南発電所跡地）として実施し、本海上防災訓練のみの閉会式は行わない。

カ 本海上防災訓練においては、来賓席は設定せず、来場者の自由見学とする。

(3) 訓練開始の態勢

ア 訓練海域の明示

(ア) 訓練海域を明確にするため、2か所にブイを設置する。

(イ) 設置日時

3日（金）13時00分

(ウ) 撤去日時

3日（金）訓練終了後、速やかに

イ 訓練参加船

(ア) 集合時刻

3日（金）13時15分

(イ) 集合場所

a 待機海域北側

巡視艇「きいかぜ」、港湾業務艇「はやたま」、海洋環境整備船「海和歌丸」

b 待機海域西側

多用途支援艦「げんかい」、巡視艇「ふどう」、田中海運「榊栄丸」

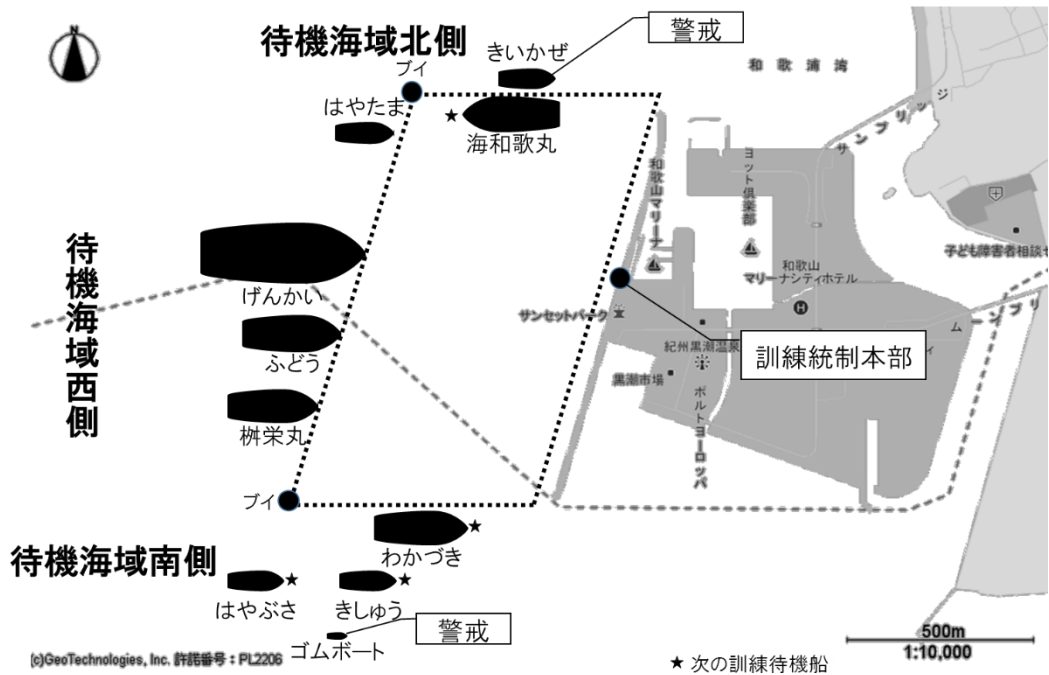
c 待機海域南側

巡視艇「わかづき」、警備艇「きしゅう」、漁業取締船「はやぶさ」

d 警戒船

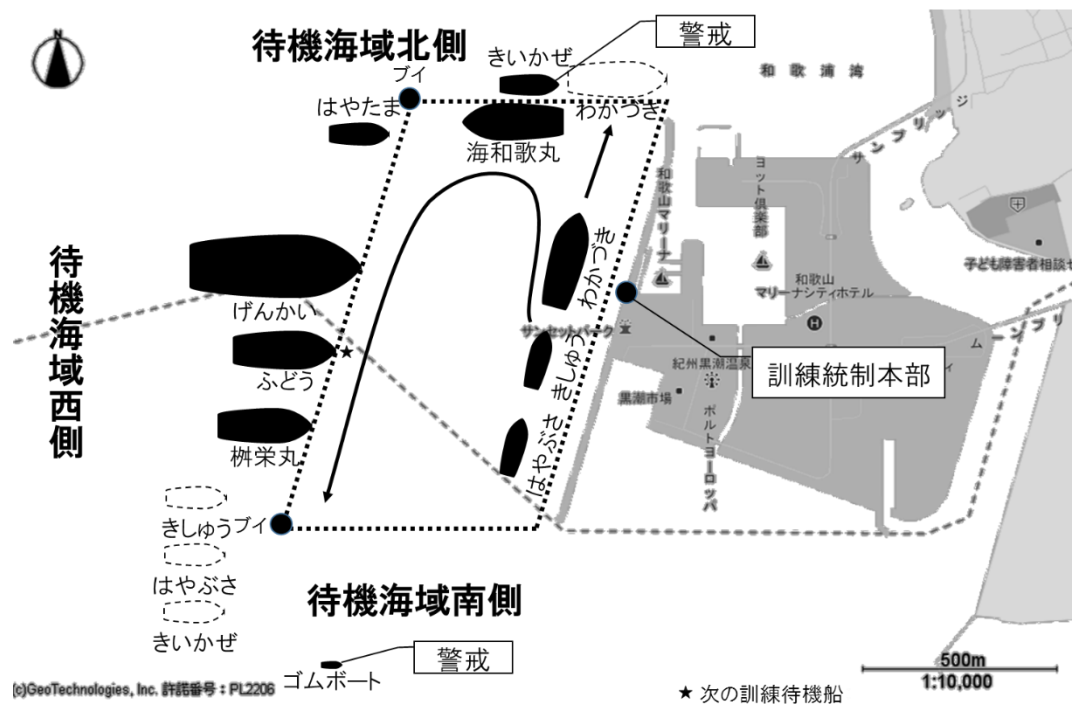
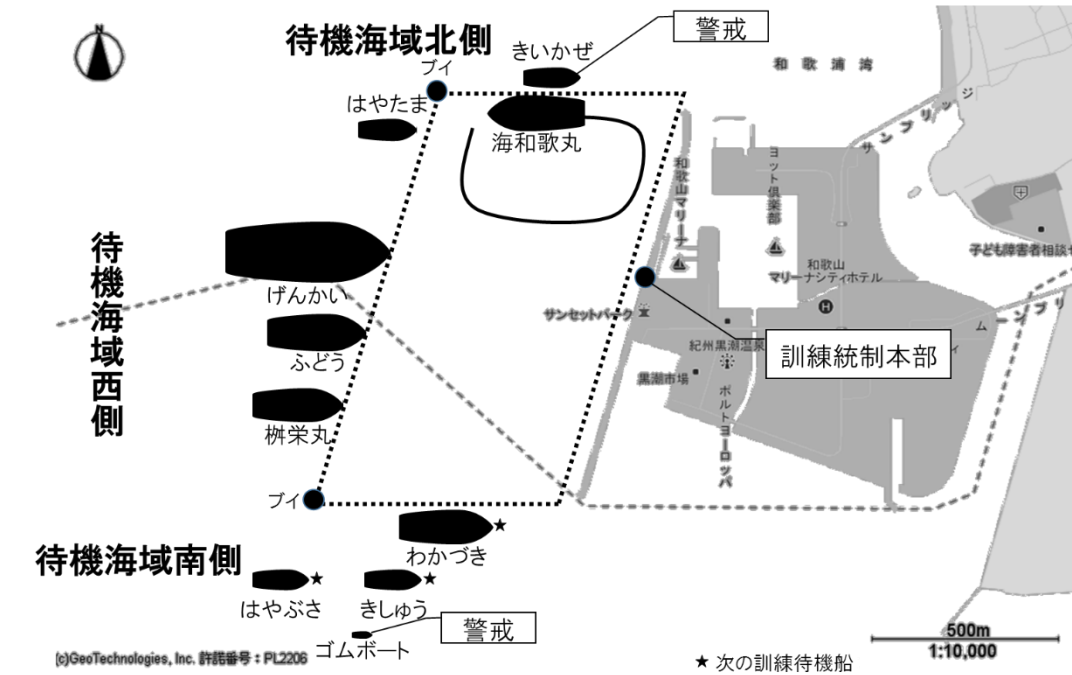
北側：巡視艇「きいかぜ」

南側：巡視艇「わかづき」搭載ゴムボート



- ウ 訓練統制本部
- (7) 集合時刻
3日(金) 13時00分
- (1) 集合場所
訓練統制本部のテント
- (7) 対象
訓練統制者及び各機関通信連絡員
- (I) 訓練統制本部は、訓練開始までに、各参加船舶との時間整合、無線感度確認を実施する。
- (4) 訓練時間及び訓練内容(時間は目安であり、訓練の進捗により前後)
- ア 海上広報活動(13時30分~13時35分)
- (7) 設定
- a 漁業取締船が巡回中、崩落した岸壁を発見、海保、警察、消防等へ通報
- b 警察、海保が海域に到着し、広報活動を実施
- (1) 行動の細部
- a 海洋環境整備船「海和歌丸」が北側ブイ基部から訓練海域北側を左転して航行、拡声器及び電光表示装置により広報活動を実施
- b 「海和歌丸」が北側ブイ基部付近に到達後、巡視艇「わかづき」、警備艇「きしゅう」、漁業取締船「はやぶさ」の順で、待機海域南側から「わかづき」の先導により、速力6ノット、船間距離約30mにて訓練海域を防波堤と平行に北進
- c 「わかづき」、「きしゅう」、「はやぶさ」はそれぞれ航行しつつ、わかづきは電光表示装置及び拡声器、「きしゅう」、「はやぶさ」は拡声器による広報活動を実施

- d 広報活動終了後、それぞれの位置へ移動
 - (a) 「わかづき」は、待機海域北側へ離脱、警戒へ
 - (b) 「きしゅう」、「はやぶさ」は離脱後、待機海域西側へ移動
- e 警戒船
 - 北側：巡視艇「きいかぜ」→「わかづき」
 - 南側：巡視艇「わかづき」搭載ゴムボート



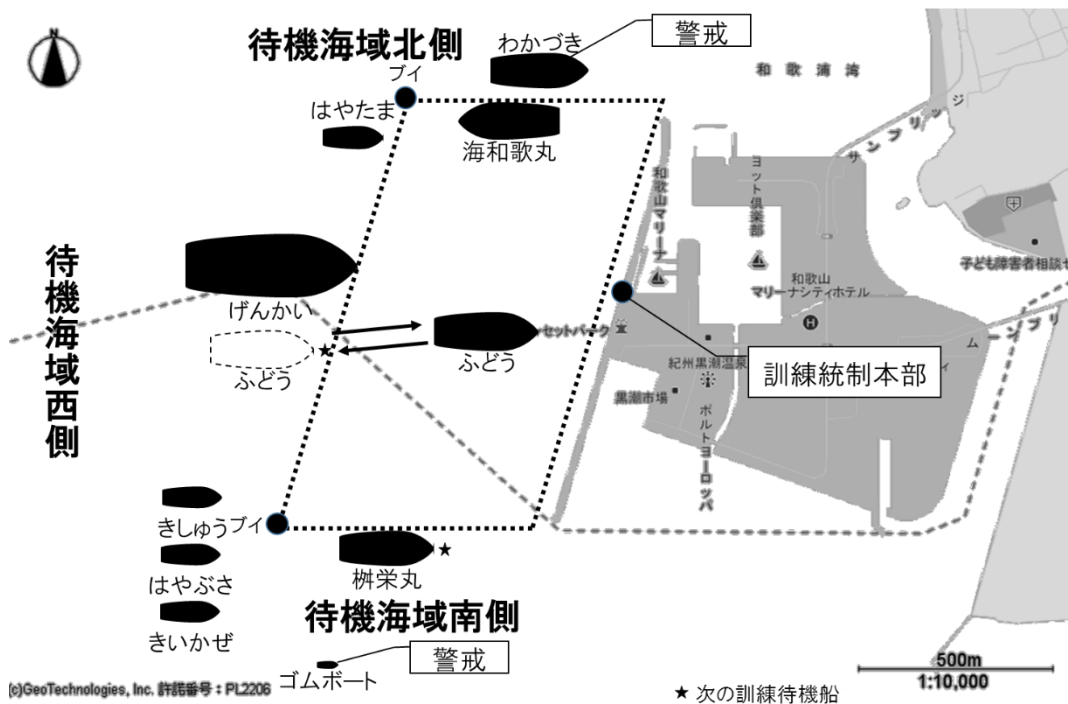
イ 浮流油対応活動（13時35分～13時40分）

(7) 設定

- a 地震の影響により、付近のコンビナートから漏油事案が発生
- b 通報を受けた海保消防型巡視艇によりガス検知を実施
- c ガス検知の結果、可燃性ガスは認められず、防除活動に移行

(1) 行動の細部

- a 巡視艇「ふどう」が待機海域西側から訓練海域の距岸200m地点まで東進、ガス検知の行動
- b ガス検知の行動終了後、「ガス検知実施、問題なし」を報告
- c 「ふどう」は待機海域西側へ離脱
- d 警戒船
 - 北側：巡視艇「わかづき」
 - 南側：巡視艇「わかづき」搭載ゴムボート



ウ 流出油対応活動（放水攪拌）（13時40分～13時50分）

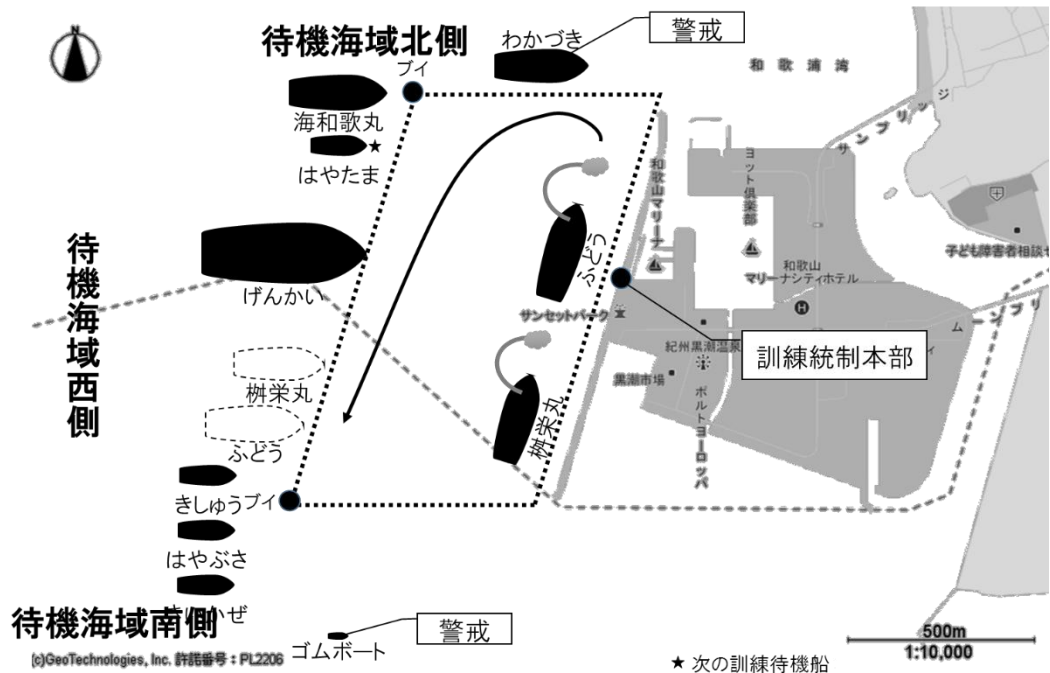
(7) 設定

巡視艇及び和歌山県排出油等防除協議会会員の船舶による放水攪拌

(1) 行動の細部

- a 前述のガス検知訓練終了後、巡視艇「ふどう」、田中海運「樹栄丸」の順で、速力6ノット、船間距離30mで帯域海域南側から訓練海域を防波堤と平行に北進
- b 行動開始から1分後、「ふどう放水1分前」を指示
- c 更に1分後、「ふどう放水開始」を指示するとともに、「樹栄丸放水1分前」を指示
- d 更に1分後、「樹栄丸」放水開始

- e 「ふどう」、「桝栄丸」が訓練海域北側付近にて、放水を終了し、左転して、待機海域西側に離脱



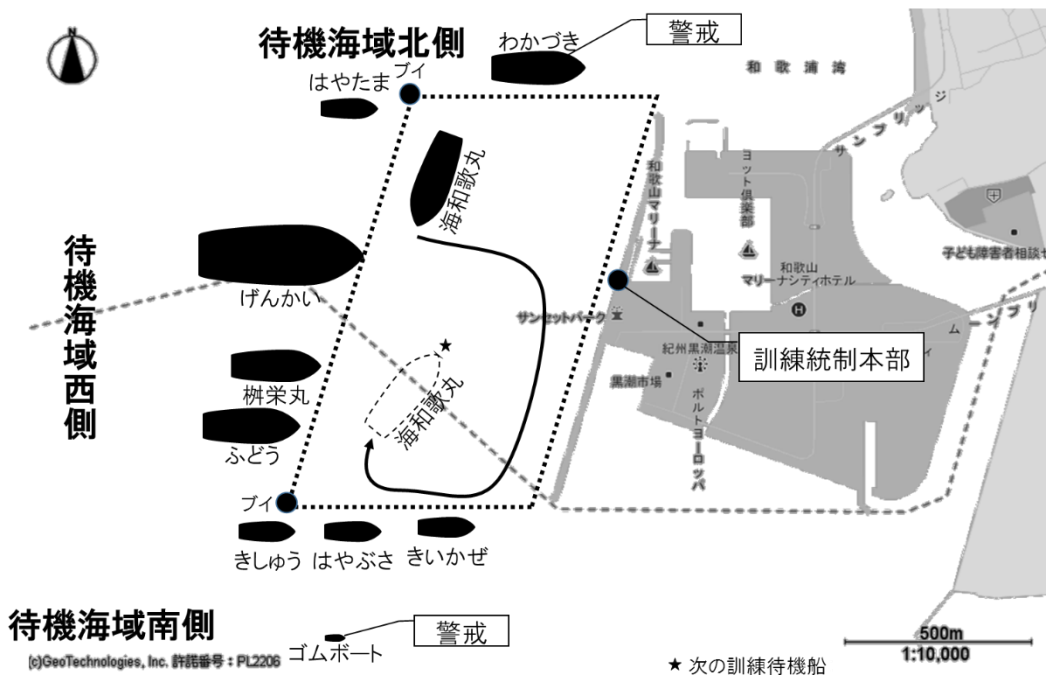
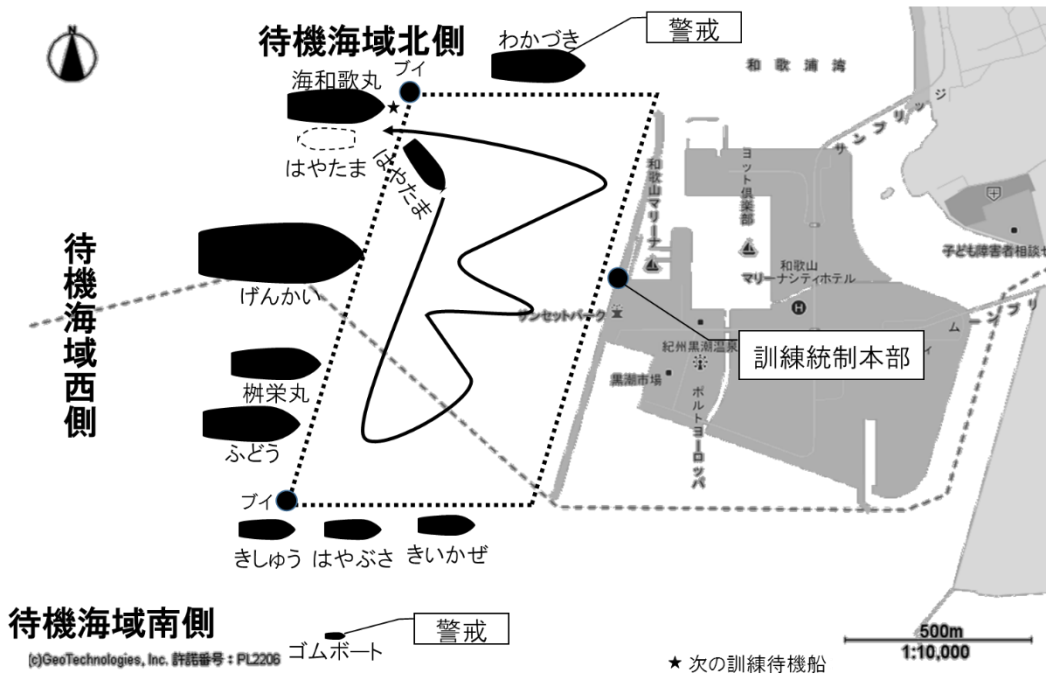
エ 水中探査、漂流物回収活動（13時50分～14時00分）

(7) 設定

- 岸壁崩落の連絡を受け、港湾業務艇が海中の障害物の確認
- 海洋環境整備船が漂流物を回収

(1) 行動の細部

- 港湾業務艇「はやたま」が北側ブイ基部から南進し、訓練海域南側で左転して、海中障害物の確認行動を実施
- 「はやたま」は、海中障害物確認行動終了後、北側ブイ基部付近へ移動
- 「はやたま」の海中障害物確認行動終了後、海洋環境整備船「海和歌丸」は、北側ブイ基部付近から訓練海域を南進し、多関節クレーンを使用した漂流物回収作業を実施
- 「海和歌丸」は、漂流物回収作業終了後、訓練海域南側にて右転し、油回収訓練を準備
- 警戒船
 - 北側：巡視艇「わかづき」
 - 南側：巡視艇「わかづき」搭載ゴムボート



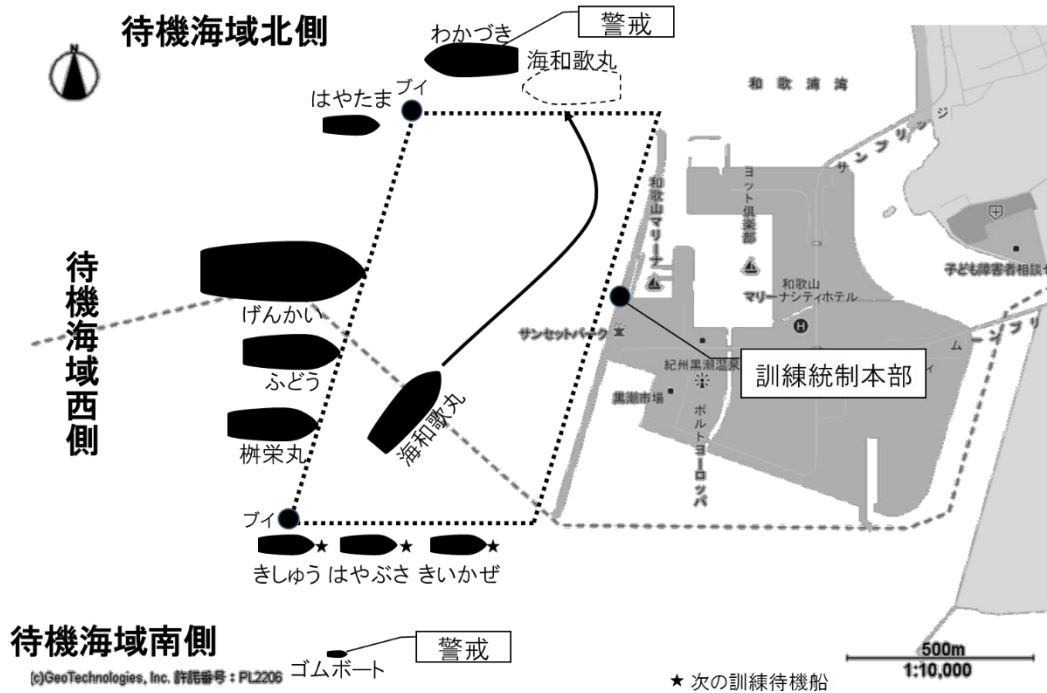
オ 流出油対応活動（14時00分～14時10分）

(7) 設定

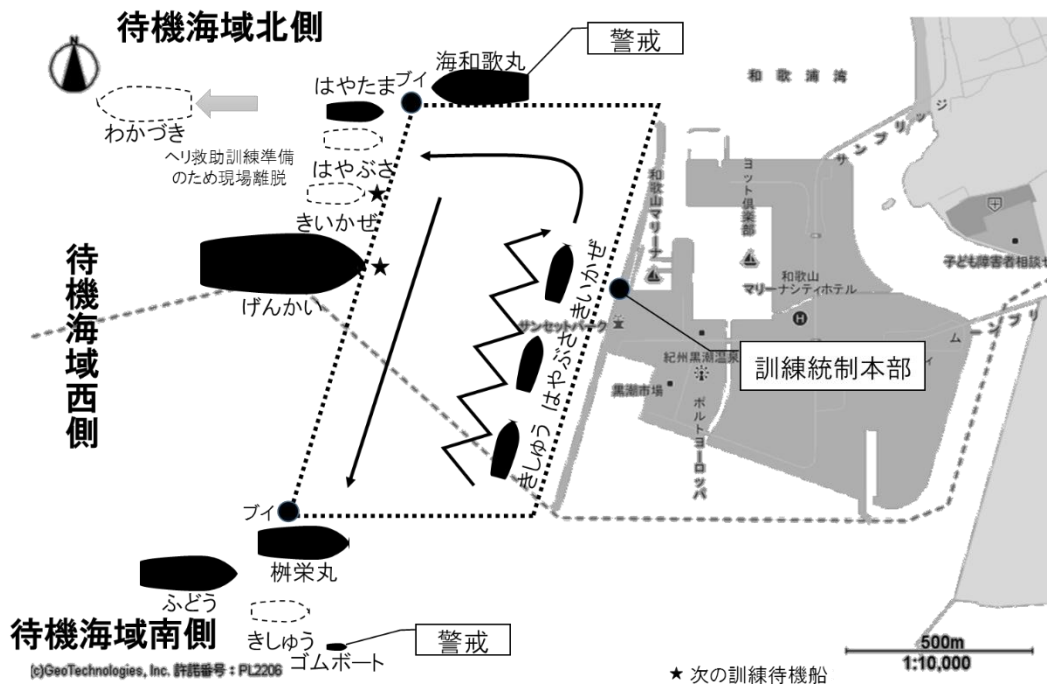
- a 海洋環境整備船による油の回収、航走攪拌、放水攪拌
- b 巡視艇による油処理剤散布、航走攪拌
- c 警備艇及び漁業取締船による航走攪拌

(1) 行動の細部

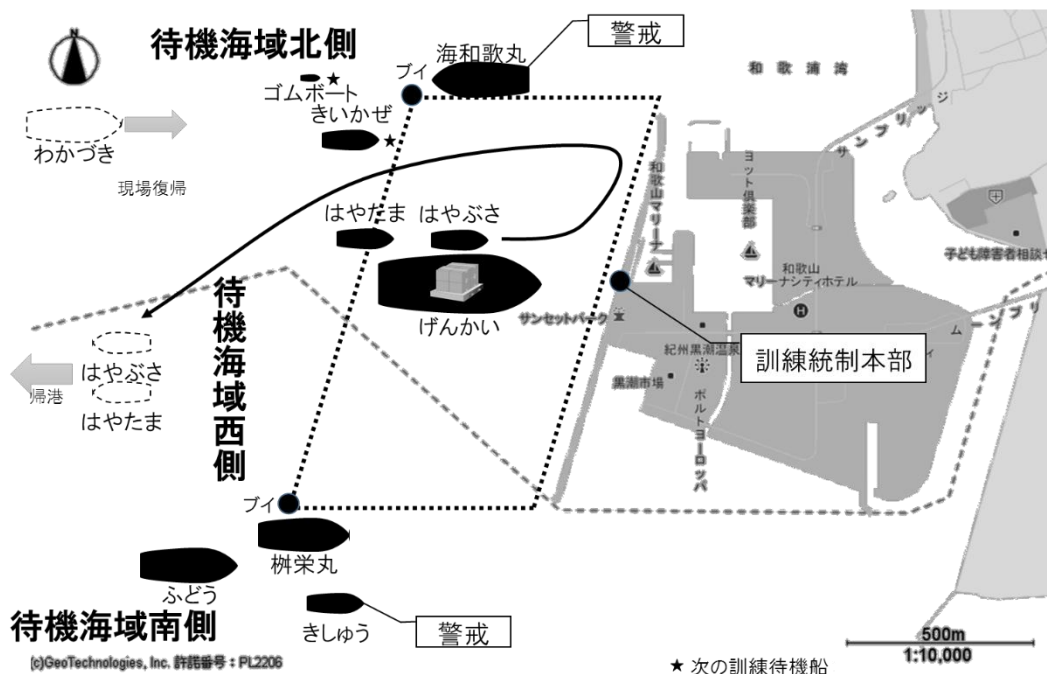
- a 海洋環境整備船「海和歌丸」は、漂流物回収作業に引き続き、訓練海域南側から北進し、油回収行動、航走攪拌、放水攪拌を実施
- b 「海和歌丸」は、各活動終了後、北側パイ基部付近へ移動



- c 「海和歌丸」の活動終了後、巡視艇「きいかぜ」、漁業取締船「はやぶさ」、警備艇「きしゅう」の順に、待機海域南側から訓練海域を防波堤と平行に北進し、航走攪拌
- d 「きいかぜ」、「はやぶさ」は航走攪拌終了後、待機海域西側へ移動
- e 「きしゅう」は航走攪拌終了後、南側警戒の位置へ移動
- f 警戒船
 北側：巡視艇「わかづき」→海洋環境整備船「海和歌丸」
 南側：巡視艇「わかづき」搭載ゴムボート→警備艇「きしゅう」



- c 「げんかい」積載物資の漁業取締船「はやぶさ」への積み換え
- 「きいかぜ」が「げんかい」から離れたなら、漁業取締船「はやぶさ」は待機海域西側から東進し、「げんかい」左舷に横付け
 - 「げんかい」に積載している関西広域連合の物資の半数を「はやぶさ」に積み換え
 - 「はやぶさ」は、物資を受領後、左転して訓練海域を離脱し、基地へ帰港（「はやぶさ」の訓練終了）
- d 「げんかい」積載物資の港湾業務艇「はやたま」への積み換え
- 「はやぶさ」が「げんかい」から離れたなら、港湾業務艇「はやたま」は待機海域西側から東進し、「げんかい」左舷に横付け
 - 「げんかい」に積載している関西広域連合の物資の残りを「はやたま」に積み換え
 - 「はやたま」は、物資を受領後、左転して訓練海域を離脱し、基地へ帰港（「はやたま」の訓練終了）
- e 「げんかい」は、物資の積み換えを終了したら、待機海域西側へ離脱
- f 「きいかぜ」、「はやぶさ」、「はやたま」に積み換えた物資の処理については、別示する。
- g 警戒船
- 北側：海洋環境整備船「海和歌丸」
- 南側：警備艇「きしゅう」



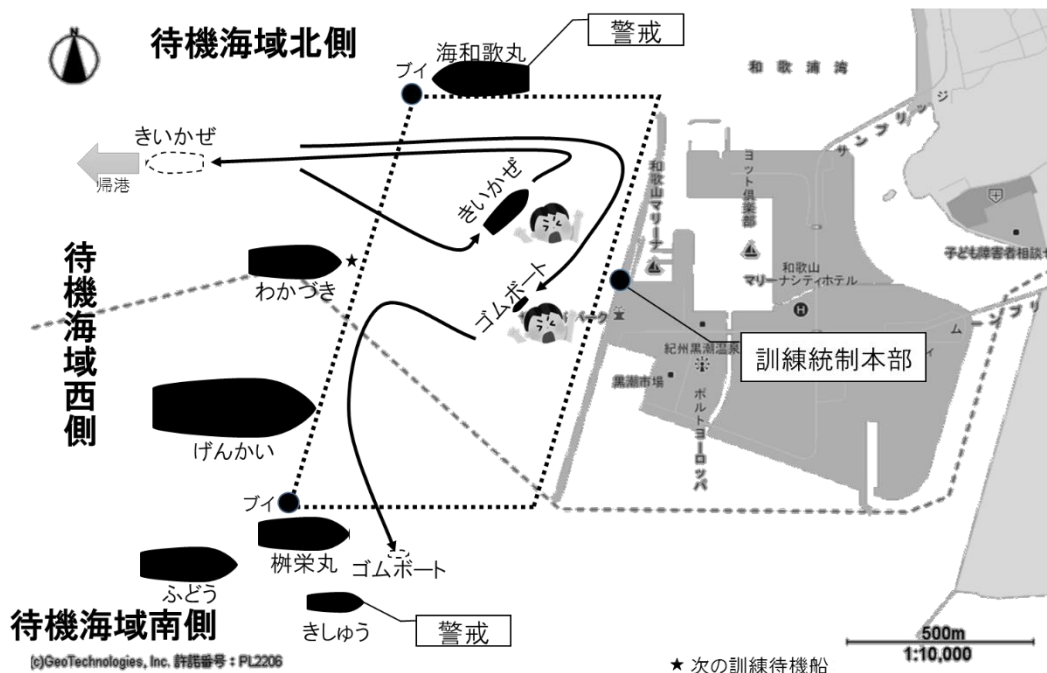
キ 救助活動（14時30分～14時55分）

(7) 設定

- a 海中に転落者が発生した想定で、巡視艇搭載のゴムボート及び巡視艇がそれぞれ転落者を救助
- b 救助した1人は救急搬送が必要な状況であるため、ヘリコプターへ引き継ぎ

(1) 行動の細部

- a 巡視艇「わかづき」搭載ゴムボートは、待機海域西側から訓練海域へ東進し、海中転落者（ダミー人形A）を救助し、「わかづき」へ搬送、その後、待機海域南側へ離脱
- b 上記ゴムボートの行動開始から3分後、巡視艇「きいかぜ」は、待機海域西側から訓練海域へ東進し、ファイバーライトクレードルにより、海中転落者（ダミー人形B）を救助
- c 救助後、「きいかぜ」は訓練海域を離脱し、帰港（「きいかぜ」の訓練終了）



- d 「わかづき」が待機海域西側から東進し、訓練海域中央付近で停止
- e 海上保安庁ヘリコプターが訓練海域上空に進入
- f 同ヘリコプターは、「わかづき」から傷病者を吊り上げ揚収し、離脱
- g 「わかづき」は待機海域西側へ離脱
- h 警戒船
北側：海洋環境整備船「海和歌丸」
南側：警備艇「きしゅう」

海域中央付近に接近開始

c 接近開始から1分後、「ふどう」及び「桝栄丸」に対し、「放水開始1分前」を指示するとともに、多用途支援艦「げんかい」は、西側から訓練海域中央付近に接近開始

d 更に1分後、「ふどう」、「桝栄丸」に対し、「放水開始」を指示するとともに、「げんかい」に「放水開始1分前」を指示

e 更に1分後、「げんかい」に、「放水開始」を指示

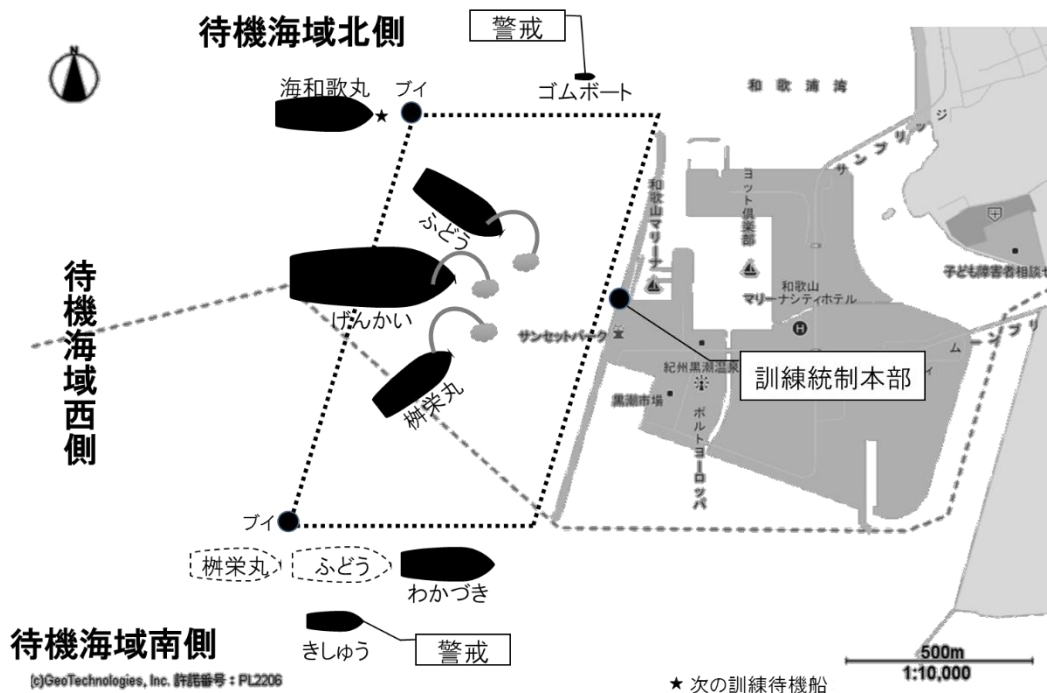
f 更に2分後、「ふどう」、「桝栄丸」、「げんかい」に対し、「放水停止」を指示

g 「ふどう」、「桝栄丸」、「げんかい」は、待機海域南側に離脱

h 警戒船

北側：海洋環境整備船「海和歌丸」

南側：警備艇「きしゅう」



(5) 訓練終了の態勢（15時10分～15時20分）

ア 終了航行の態勢

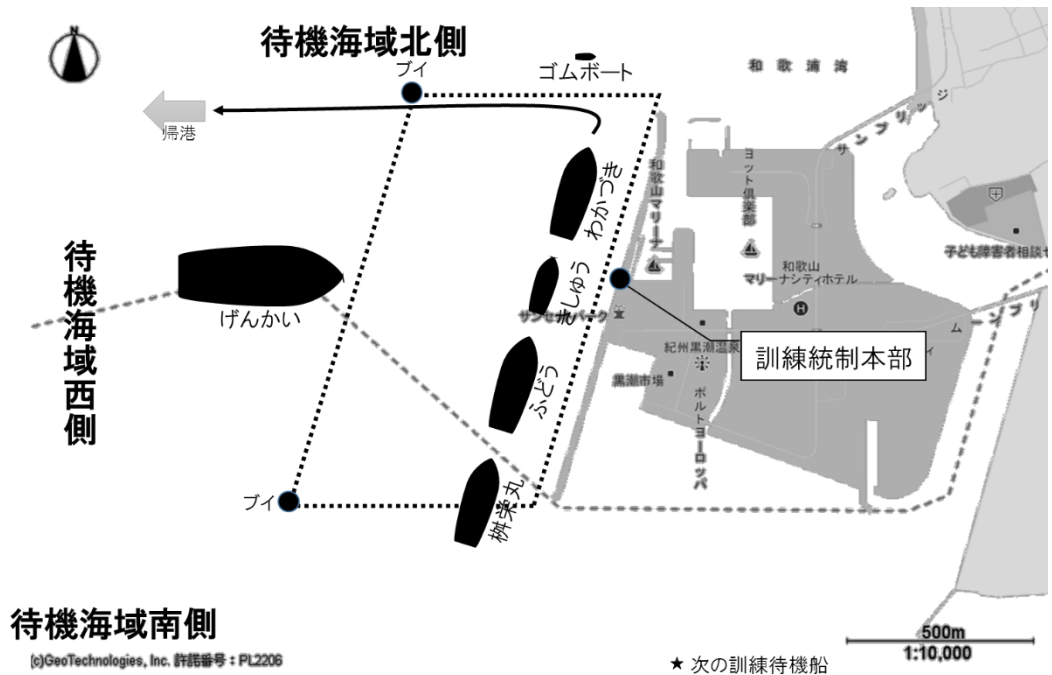
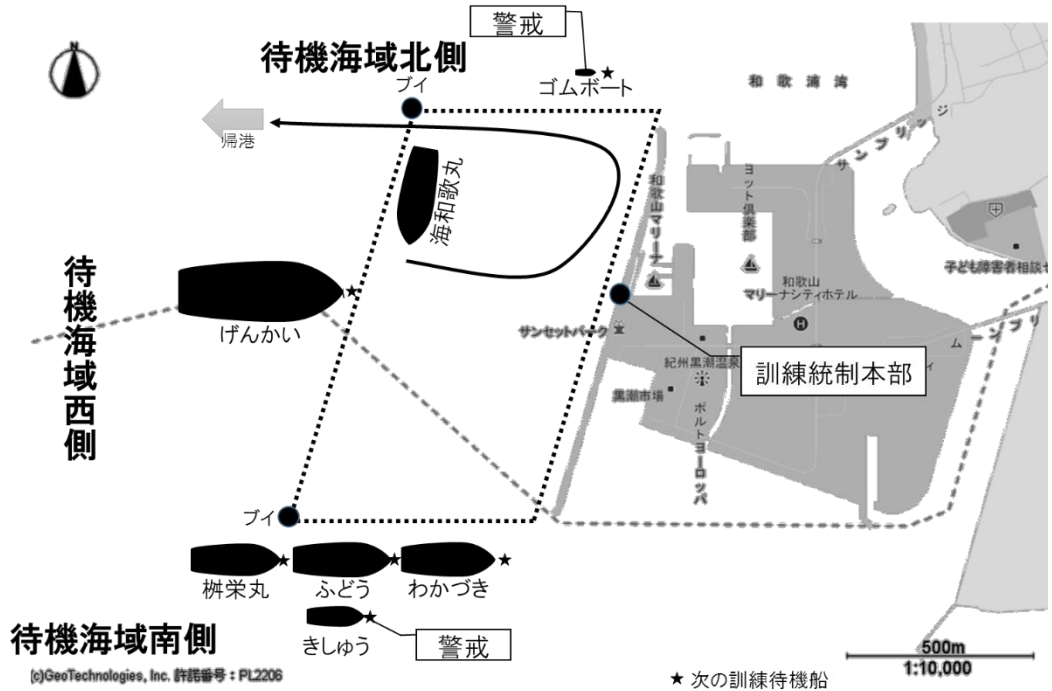
訓練参加船舶は、待機海域北側に集合

イ 終了航行順序

- ① 海洋環境整備船「海和歌丸」
- ② 巡視艇「わかづき」
- ③ 警備艇「きしゅう」
- ④ 巡視艇「ふどう」
- ⑤ 田中海運「桝栄丸」
- ⑥ 多用途支援艦「げんかい」
- ⑦ 巡視艇「わかづき」搭載ゴムボート

ウ 航行要領

- (ア) 海洋環境整備船「海和歌丸」は、北側ブイ基部付近から訓練海域北側を左転、防波堤前を通過し、訓練海域を西側又は南側へ離脱、帰港
- (イ) その他の船は、「海和歌丸」の訓練海域離脱後、待機海域南側又は西側から訓練海域に進入、訓練海域北側で左転して訓練海域を離脱、それぞれの基地等に帰港



6 訓練準備

(1) 訓練統制本部の準備

ア 訓練統制本部に必要なテント、机、椅子、拡声機材は、県が準備する。

イ その他必要なものは、参加機関ごと準備する。

(2) 物資輸送活動の訓練の準備

ア 物資の積載

11月2日(木)(時間別示)、多用途支援艦「げんかい」が和歌山港入港後、訓練で使用する救援物資を同艦に積載する。

イ 「げんかい」から巡視艇「きいかぜ」、漁業取締船「はやぶさ」、港湾業務艇「はやたま」への物資の積み換え要領について、実船で確認する。

7 管理事項等

(1) 訓練運営要員の駐車場

訓練統制者、会場設営要員、各機関連絡員等の訓練運営要員は、車両の駐車場として、和歌山県立わかやま館跡地(更地)を利用できる。

(2) 訓練の中止等

別紙第11「訓練中止基準」に基づき判断し、中止する場合のみ、参加機関に連絡する。

海上防災訓練通信網図

1 通信網図

機関等名 (呼称)	防災相互 通信波 158.35MHz	海上保安庁 海上自衛隊 連絡波	本部連絡員と船との 直接通話					
訓練本部 (くんれんしき)	○		○	○	○	○	○	○
わかづき (わかづき)	○	○	○					
わかづき搭載艇 (わかづきえむわん)	○		○					
きいかぜ (きいかぜ)	○	○	○					
ふどう (ふどう)	○	○	○					
海和歌丸 (うみわかまる)	○			○				
はやたま (はやたま)	○			○				
げんかい (げんかい)	○	○			○			
はやぶさ (はやぶさ)	○					○		
きしゅう (きしゅう)	○						○	
榊栄丸 (ますえいまる)	○ (上乗り)							○

2 留意事項

- (1) 各訓練の想定 of 伝達は、冒頭に「訓練」を付すこと。
- (2) 通信は簡潔明瞭に行い、長時間の送話とならないよう留意すること。
- (3) 急を要する通信の必要があるときは、「緊急」を連呼し、他の局は直ちに実施中の通信を中止し、これを傍受すること。

要救助者搜索訓練

1 目的

大規模災害発生時における要救助者を搜索する機関を対象とする訓練を実施し、消防機関等との災害時における連携能力の向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 災害現場における消防機関との連携
- (2) 要救助者搜索
- (3) 消防機関への引継ぎ

3 日時

令和5年11月3日（金）13時00分～16時00分

4 場所

和歌山県消防学校及びその周辺地

5 参加機関

NPO 法人 和歌山災害救助犬協会、和歌山県警察

6 訓練想定

和歌山県紀北の根来断層を震源とする大規模地震が発生し、和歌山市において最大震度6強（マグニチュード6.5）が観測され、和歌山市及び海南市に甚大な被害が発生した。

7 実施要領

- (1) 現場臨場
想定災害が発生したことにより訓練参加機関に出動要請がなされたものとし、被害発生現場（訓練実施場所）に臨場する。
- (2) 要救助者搜索
消防機関（コントローラー）から指示を受け、被害地域の搜索を実施する。
- (3) 消防機関への引継ぎ
搜索結果について、消防機関（コントローラー）に引き継ぎを実施する。
※搜索結果の情報については、他府県消防隊指揮隊に引き継がれ、救出救助訓練の事前情報として共有する。

検視・検案訓練

1 目的

大規模災害発生時における検視訓練を実施し、災害時における適切な検視要領及び迅速・適格な各資料採取能力の向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 検視場所設営要領
- (2) 遺体発見機関との連携要領
- (3) 遺体受け入れ要領
- (4) 検視要領

3 日時

令和5年11月3日（金）13時00分～16時00分

4 場所

和歌山県消防学校救急実習室

5 訓練参加者

和歌山県警察

6 訓練想定

和歌山県紀北の根来断層を震源とする大規模地震が発生し、和歌山市において最大震度6強（マグニチュード6.5）が観測され、和歌山市及び海南市に甚大な被害が発生した。

7 実施要領

- (1) 検視場所設営
訓練実施場所に検視場所を設置する。
- (2) 遺体発見機関との連携及び遺体受け入れ
遺体を発見した機関より必要な情報の聞き取り及び遺体の受け入れを実施。
- (3) 検視
遺体の検視を実施。

衛星可搬局映像伝送訓練

1 目的

大規模災害発生時、必要に応じて衛星可搬局を利用して災害現場から県災害対策本部に被害映像を伝送するため、県職員を対象とした衛星可搬局映像伝送訓練を実施することで県職員の操作習熟を図る。

また、加太訓練会場（消防学校）の映像を県災害対策本部に加え海南訓練会場（海南火力発電所跡地）にも伝送することで、海南訓練会場にて加太訓練会場の状況を把握できるようにする。

2 主要訓練項目

- (1) 衛星可搬局の設営（組立、接続、調整及び収納）
- (2) 衛星可搬局を利用した映像送信
加太訓練会場（消防学校）映像を県災害対策本部室及び海南訓練会場（海南火力発電所跡地）に送信
- (3) 衛星可搬局を利用した映像受信
加太訓練会場（消防学校）映像を海南訓練会場（海南火力発電所跡地）で受信
- (4) 県災害対策本部室での衛星映像の受信
加太訓練会場（消防学校）映像を県災害対策本部室の大型画面に表示
- (5) 衛星可搬局を利用した電話通信
県災害対策本部室及び両訓練会場間の電話通信

3 日時

令和5年11月4日（土）9時00分～12時00分

4 場所

県庁南別館、消防学校、関西電力（株）海南火力発電所跡地

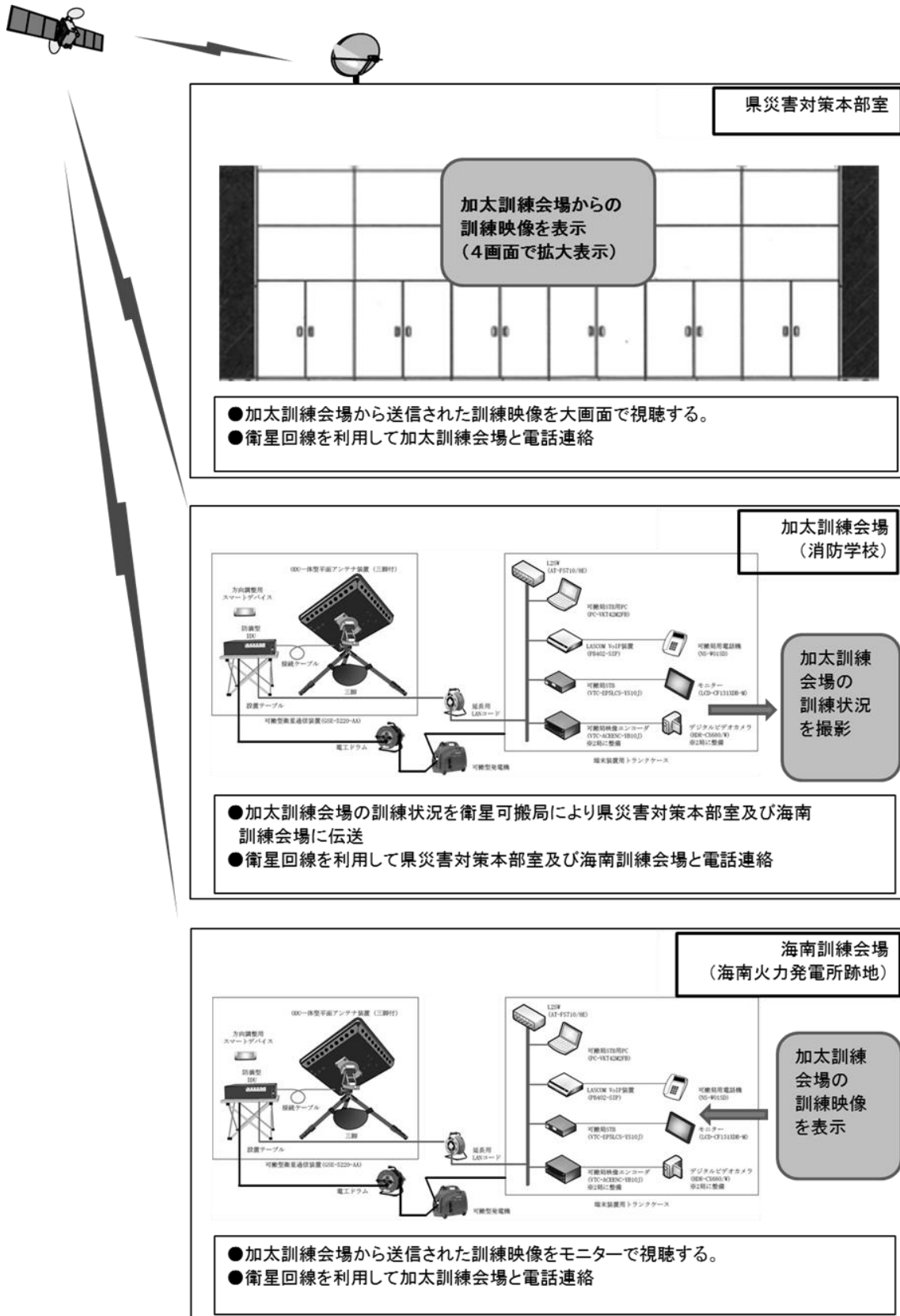
5 訓練参加者

県（危機管理局）

6 訓練イメージ

別図のとおり

衛星可搬局映像伝送訓練イメージ



航空機運航計画

		11月3日(金)													
番号	訓練内容	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17				
1	和歌山県防災航空隊 ベル412EPI JA30AR ましゅう	飛行													
		着陸			白浜	県庁									
2	大阪市消防航空隊 AS365NS JA100F なにわ	飛行													
		着陸			八尾	県庁	八尾								
3	京都市消防航空隊 AS365S JA02FD あたご	飛行													
		着陸				京都	県庁	京都							
4	兵庫県消防航空隊 (神戸市航空機動隊) BK117-C2 JA02KB こひべ2	飛行													
		着陸				神戸	県庁	神戸							
5	徳島県消防航空隊 BK117-C2 JA109A うずしお	飛行													
		着陸				徳島									
6	福井県消防航空隊 BK117-C2 JA291A Blue Arrow	飛行													
		着陸				福井									
7	奈良県消防航空隊 ベル412 JA20NA やまと2000	飛行													
		着陸				奈良									
8	和歌山県警察航空隊 EC135-P3 JA03WP きのくに	飛行													
		着陸				白浜									
9	海上保安庁ヘリ EC225LP JA697A	飛行													
		着陸													

		11月4日(土)													
番号	訓練内容	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17				
1	和歌山県防災航空隊 ベル412EPI JA30AR ましゅう	飛行													
		着陸				海軍									
2	三重県消防航空隊 AW139 JA119M みえ	飛行													
		着陸				白浜	加太	マリーナ							
3	徳島県消防航空隊 BK117-C2 JA109A うずしお	飛行													
		着陸				徳島	加太	海軍							

※ 航空機運航計画は、変更する場合があります。

訓練中止基準

訓練中止 の 基 準	<p>【訓練のすべて又は一部を中止する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において、震度 4 以上の地震が発生した場合 ○ 県内において、大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表された場合 ○ 国内において災害が発生し、緊急消防援助隊の出動要請があった場合 ○ 高速道路や幹線道路の通行止め等により、訓練参加部隊の参集が大幅に遅れる又は困難な場合 ○ 事故等により訓練を継続することが困難な場合 ○ その他、危機管理事象が発生した場合 <p>【訓練の一部を中止する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 天候、その他の事情により、航空機、船舶の運航が困難な場合 ○ 一部の参加機関が訓練に参加できない場合
訓練中止 の 判 断	<p>【前日までに判断する場合】</p> <p>訓練中止の基準に該当する事象が予測される場合、当日の判断を待たず、中止の判断を行う。</p> <p>1 日目の訓練をすべて中止する判断をした場合、2 日目の訓練もすべて中止する。</p> <p>【当日判断する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当日午前 5 時の気象状況により、中止の判断を行う。 ○ 当日午前 5 時以降に中止基準に相当する事象が発生した場合は、その時点で中止の判断を行う。
周 知 の 方 法	<p>【訓練参加機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡網による中止の連絡（メーリングリスト） ○ 前日までに判断する場合は、判断した時点で連絡 ○ 当日判断する場合は、午前 5 時 30 分までに連絡 ○ 訓練開始以降、中止を判断する場合は、その時点で連絡 <p>【報道機関、一般見学者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県ホームページに中止を掲載